特定加算部分				
主幹教諭等専任加算	（基本額 108,530 ＋ 処遇改善等加算 1,080×加算率）÷各月初日の利用子ども数			※各月初日の利用子どもの単価に加算
子育て支援活動費加算	（基本額 4,050 ＋ 処遇改善等加算 40×加算率）÷各月初日の利用子ども数			※各月初日の利用子どもの単価に加算
療育支援加算	A	（基本額 36,570 ＋ 処遇改善等加算 360×加算率）÷各月初日の利用子ども数		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
	B	（基本額 24,380 ＋ 処遇改善等加算 240×加算率）÷各月初日の利用子ども数		
冷暖房費加算	一級地 1,650		四級地 1,150	※左記の区分に応じて、各月の単価に加算
	二級地 1,480		その他地域 110	
	三級地 1,460			
施設関係者評価加算	59,420÷３月初日の利用子ども数			※３月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	5,850			※３月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	145,470÷３月初日の利用子ども数			※３月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	150,000（限度額）÷３月初日の利用子ども数			※３月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	96,840÷３月初日の利用子ども数			※３月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	120,000÷３月初日の利用子ども数			※３月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	150,000÷３月初日の利用子ども数			※３月初日の利用子どもの単価に加算

（ 注 ）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（備考）公定価格については、以下の算定式により算出する。

（基本部分＋基本分加算－加減調整部分）×乗除調整部分＋特定加算部分